



- パブリックコメントを公墓します -

11第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画(案)

計画内容 人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、人権施策を推進していくための計画

計画期間 令和2年度~令和11年度

間市民協働部人権協働課(庁舎1階) 担当:長谷川武史 ☎43-0544 FAX42-1735

〒673-1493 加東市社50 ■jinken-kyodo@city.kato.lg.jp

23第3次加東市地域福祉計画·加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画(案)

計画内容 地域福祉に関する取組みの方向性を示す市の総合的な福祉計画、社会福祉法人加東市社会福祉協議会の地域福祉計画の具体的な取組みを示す推進計画

計画期間 令和2年度~令和6年度

間健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) 担当:大西祥降 ☎43-0408 FAX42-6862

〒673-1493 加東市社50 ■fukushi-somu@city.kato.lg.jp

3加東市健康増進計画(第3期)(案)

計画内容 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進していくための計画

計画期間 令和2年度~令和6年度

閱健康福祉部健康課(庁舎2階) 担当:細川公代 ☎43-0435 FAX42-3978

〒673-1493 加東市社50 ⊠kenko@city.kato.lg.jp



パブリックコメントの受付けについて

公募期間 12月11日(水)~令和2年1月9日(木) ※必着

計画案の閲覧場所、意見提出用紙 各担当課、市立公民館、市ホームページ

意見提出方法 意見提出用紙に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、FM、電子メールで各担当課に提出してください。

意見を提出できる方 次のA~Cのいずれかを満たす方

A市内に在住、在勤、在学の方

園市内に事務所等を有する個人、法人、およびその他の団体

◎意見を提出しようとする計画に利害関係のある方

意見提出の注意事項

①電話などによる口頭での意見提出は、できません。

②提出いただいた意見と、意見に関する考え方は、後日、市ホームページで公表します。 ※個別回答は、行いません。

③公募期間中も、引き続き、計画についての検討を行っていますので、計画案の内容を変更することが あります。

④提出された方の個人情報は、加東市個人情報保護条例に基づいて取り扱い、目的外には使用しません。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象です

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の 納付額確認書を交付します

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税や市・県民税を算定するときの社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告では、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に納付した金額を申告してください。

令和元年中の納付額の確認や勤務先への提出のために、普通徴収分の納付額確認書の交付を希望される方は、各納付額確認書の交付窓口にお越しください。

※普通徴収分とは、納付書、または口座振替で納付した金額をいいます。

※公的年金から国民健康保険税等が特別徴収(天引き)されている方が、確定申告をされる場合は、日本年金機構等から令和2年1月下旬に届く源泉徴収票で納付額をご確認ください。

※領収証書など、納付額を確認できる書類をお持ちの方は、納付額確認書が無くても、領収証書などで確定申告が可能です。

交付に必要なもの

○来庁される方の公的機関が発行した本人であることが確認できる書類(1点)

・ 個運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証など

※健康保険証については、公的医療保険以外の医療保険の健康保険証も含みます。

※別世帯の方が申請される場合は、委任状が必要です。

納付額確認書の交付窓口

- ・国民健康保険税…総務財政部税務課(☎43-0397)
- ·介護保険料…健康福祉部高齢介護課(☎43-0440)
- ・後期高齢者医療保険料…市民協働部保険医療課(☎43-0501)

※市民協働部市民課では、いずれの納付額確認書も交付を申請できます。

※いずれの納付額確認書も、交付手数料は、無料です。

問総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:柳田彩百合 ☎43-0397

産業別最低賃金(時間額)が改正されました

兵庫県内の事業所における最低賃金が改正されました。最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等を含む、全ての労働者に適用されます。

兵庫県最低賃金	899円
塗装製造業	970円
鉄鋼業	963円
はん用機械器具製造業、生産用機械 器具製造業、業務用機械器具製造業	942円
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	900円

輸送用機械器具製造業	975円
計量器・測定器・分析危機・試験機・測量機械器具製造業	901円
自動車小売業	901円
繊維工業	899円
各種商品小売業	899円

問兵庫県労働局労働基準部賃金室 ☎078-367-9154

9